

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務 仕様書

1 業務名

「越前鳥の子紙」魅力発信委託業務（以下「本業務」）という

2 目的

ユネスコ無形文化遺産の追加登録候補である越前和紙「越前鳥の子紙」について、その魅力を県内外に発信し、越前和紙の認知度を高め、今後の利用拡大につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

本業務の目的を理解したうえで、下記の業務について提案すること。

○越前和紙「越前鳥の子紙」の魅力発信のためのイベント等の企画・運営

- ・越前和紙「越前鳥の子紙」の魅力が、広く県民や県外の方に伝わるような紙漉き実演や展示等のイベント等を企画し、運営すること。

【想定される企画内容例】

- ・美術館施設や外構を利用した越前鳥の子紙漉き実演、体験やライブペインティング、ワークショップ
 - ・貴重な美術作品、有名作家とのコラボレーション作品の展示
 - ・広々とした空間に、和紙を用いた大規模なインスタレーションアートを展示
 - ・越前和紙や越前鳥の子紙の魅力が伝わる動画制作、広報
 - ・美術・文化愛好者の愛読雑誌への取材依頼
 - ・百貨店外商で使えるパンフレットの作成やモニターツアーの企画
 - ・ホテルや自動車関連会社のコンシェルジュへの広報
 - ・越前和紙を利用している印刷会社・版画会社の現場見学会 等
- ※上記の内容に関わらず、自由な提案をお願いします
- ・越前市が令和7年12月中下旬に開催予定であるマスコミや旅行関係者等約30人を集めた越前和紙「越前鳥の子紙」に関するレセプション（場所：ふくい南青山291）との連携を図り、最大限の効果を発揮させること。
 - ・開催は、業務期間中の2日間以上とすること。なお、ユネスコ無形文化

遺産の登録発表が令和 7 年 12 月 8～13 日に予定されているため、少なくとも令和 7 年 12 月下旬から令和 8 年 1 月中旬の土日を含むこと。

- ・対象者層を明確にしたうえで、上記の提案すること。

例：県民のすべて

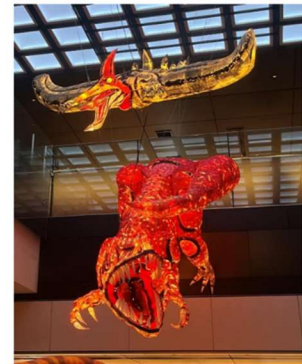
首都圏の 40 歳代以上の旅行者

インバウンド旅行者 等

- ・開催場所は、上記の企画内容や対象者層に適した場所を選定すること。
- ・多くの対象者層に参加いただけるよう、マスコミや WEB および SNS を活用した効果的な広報を行うこと。
- ・現在、JR 大阪駅に展示中の越前和紙恐竜オブジェ（体長約 3 メートル）について活用が可能であるため、参考とすること。ただし、オブジェの移設は不可とする。



赤) フクイラプトル
黄) プテラノドン



5 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、県の承諾を得ること。

6 委託上限額

4, 000, 000 円 ※消費税及び地方消費税（税率 10%）を含む

7 県との協議等

- （1）受託者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、県の事業担当者と必要に応じ打合せを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- （2）本業務の実施にあたって、受託者は県との連携を密にし、適宜協議または打合せを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、県以外の関係者との連絡調整も緊密に行

うこと。

- (3) 受託者は、県および関係者と協議及び打合せをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (4) 業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受託者は速やかに県に連絡するとともに、県と連携してその処理にあたるものとする。

8 実施報告書

- (1) 受託者は、令和8年3月31日（火）までに、次の事項を記載した本業務の実施報告書を県に提出し、県による検査を受けなければならない。
 - ・ 本業務の実施内容
 - ・ 本業務に要した経費の内訳
 - ・ 実施した業務の一覧及びその成果
 - ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

9 成果品

- (1) 本業務において作成した資料、音声・動画データ等 一式
- (2) その他、本県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
 - ※ 納品期日は令和8年3月31日（火）とし、福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課に提出すること
 - ※ 受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。また、これに要する経費は受託者の負担とする。

10 留意点

- (1) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと
- (2) 本業務の成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、発注者に帰属するものとする。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ条件等を示し、発注者と協議すること。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を利用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担および責任は受託者において負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、発注者に損害が生じた場合

にはその損害を賠償しなければならない。

- (4) 発注者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。なお、これにより難しい物については、あらかじめ条件等を示し、発注者と協議すること。
- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、発注者または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること

11 その他

- ・業務履行に関しては関係法令を順守すること
- ・本業務で知り得た機密・個人情報等を第三者に漏洩することの無いよう、厳重に取り扱うこと。
- ・本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受託者が協議して決定するものとする。